



問 空き家になる前に対策を!!

答 必要であれば協議会を設置し、意見交換の場を設けたい

問 今現在、大木町に空き家がどれくらい存在しているのか、空き家に対する対策はどれくらい進んでいるのか伺う。

建設水道課長

現在の空き家の状況は大溝校区75件、木佐木校区53件、大莞校区41件、合計169件が確認されており、年々増加傾向にある。

問 ふるさと納税による「ふるさとの家お手入れサービス」の反響はどれくらいあっているのか。

建設水道課長

昨年7月から大木町シルバー人材センターへ委託し、現在まで4件の申し込みがあつている。

問 空き家に対する対策はどれくらい進んでいるのか伺う。

建設水道課長

早期に空き家をデータベース化して、個々の空き家において統一的な判定基準を定め、空き家の有効活用対策や

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条に規定される特定空き家等の判定を行うなど、効果的な空き家対策を進めていく。空き家利活用事業として、本年度からお試し移住事業を実施すると共に、空き家バンク制度や跡地を地域の活性化のために利用するための除去事業などの検討を進めていく。



問 既に空き家になったものに対しての対策をする後手後手の対応よりは、なぜ、空き家になる前に対策をとることができないのか。今後空き家になるであろう空き家予備軍に対して労力を注ぐ必要があると思うが。

町長

空き家の発生は所有者の低い管理意識をどう啓発していくのが、行政にとっても大きな課題と考えている。

空き家になる前の対策として、協議会等を設置することにより具体的な話が進むということであれば、まずは、協議の場を速やかに持ちたいと思う。

協議会等を設置した場合には、一年もかけて議論するのではなく、スピード感を持って対応し、予算が必要であれば9月議会にでも補正をお願いしたいと考えている。

意見

検討する時間の余裕はないと思う。こう言っている間にも空き家は増えていく。是非、早期の空き家予備軍に対する対策協議会の設置を希望し、行政で難しいのであれば、民間に協力を得ることもできる。町民の声なき声に対して、ぜひ応えていただきたい。

